

(広報資料)

令和４年１０月１１日

京都市都市計画局

〔担当 都市企画部都市計画課〕
電話 ０７５－２２２－３５０５

第７７回京都市都市計画審議会の開催について

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

この度、第７７回京都市都市計画審議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

１ 日 時

令和４年１１月４日（金） 午後２時～

２ 開催場所

ホテルルビノ京都堀川 みやこの間
（京都市上京区東堀川通下長者町下る３－７）

３ 付議案件（予定）

- (1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更について（京都市決定）
- (2) 特定生産緑地の指定について（意見聴取）
- (3) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定について（京都市決定）（久世築山町ものづくり拠点地区地区計画）
- (4) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更について（京都市決定）（佛教大学広沢地区地区計画）
- (5) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更について（京都市決定）（３・５・１８３号 牛ヶ瀬馬場線）

４ 会議の傍聴

- (1) 傍聴定員

１０人

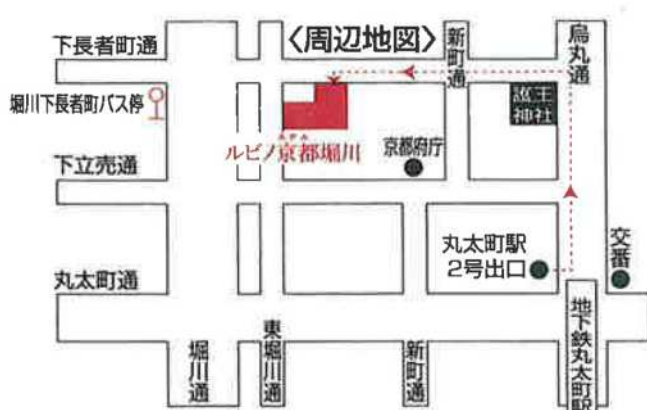
- (2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後１時３０分から午後１時４５分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

- ・ 別途、記者席を設けます。録画及び録音については、京都市都市計画審議会傍聴規定第6条第2項に基づき、報道機関の方のみ、会議冒頭（事務局による付議案件(1)の説明が終わるまで）に限り可能です。

- ・ 当日の審議会中に、京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項に基づき、審議会が公開すべきでないとする場合は、非公開となることがあります。

5 会場周辺図



※ 公共交通機関を御利用のうえ、お越しください。

1 生産緑地地区の変更について

2 特定生産緑地の指定について

3 久世築山町ものづくり拠点地区地区計画の決定について

今後、向日町上鳥羽線や JR 向日町駅周辺の拠点整備などの都市基盤施設の整備に伴い、土地利用の転換と多様な都市機能の集積が進み、利便性が高く魅力と潤いあるエリアの形成が期待される当地区において、地区計画を策定することにより、都市機能と景観、住環境との調和を図りながら、ものづくり拠点の形成と働く場の創出を目指すものです。

4 佛教大学広沢地区地区計画の変更について

周辺の住環境及び景観と調和した良好な市街地環境の形成を図りつつ、佛教大学が培ってきた幼児・初等教育のノウハウをいかし、保育教育の環境を拡充することにより、学術研究機能及び幼児・初等教育者の育成機能並びに地域の保育環境の更なる充実を図るものです。

5 道路の変更について（３・５・１８３号 牛ヶ瀬馬場線）

京都市西京区を起点とし、向日市を経由して、長岡京市に至る幹線街路である３・４・１８３号牛ヶ瀬馬場線について、向日市において、既存道路を活用した住環境への影響を最小限に抑えるルートへの変更及び幅員の変更が行われたため、これに併せて名称を変更するものです。